

平29福個答申第2号  
平成29年8月4日

福岡市長 高島 宗一郎 様  
(早良区市民部保険年金課)

福岡市個人情報保護審議会  
会長 村上 裕章  
(総務企画局行政部情報公開室)

保有個人情報の訂正請求に係る訂正拒否決定処分に対する  
異議申立てについて (答申)

平成28年条例第8号による改正前の福岡市個人情報保護条例(平成17年福岡市条例第103号)第49条第2項の規定に基づき、平成28年4月12日付け早保年第6-1号により諮問を受けました下記の異議申立てについて、別紙のとおり答申いたします。

#### 記

諮問第111号

「国民健康保険手続時の事業所記載情報に記載された個人情報」の訂正拒否決定処分に対する異議申立て

## 答 申

### 1 審議会の結論

「国民健康保険手続時の事業所記載情報に記載された個人情報」（以下「本件個人情報」という。）について、福岡市長（以下「実施機関」という。）が行った訂正拒否決定処分（以下「本件処分」という。）は妥当である。

### 2 異議申立ての趣旨及び経過

#### (1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、実施機関が異議申立人に対して行った、本件個人情報に係る平成28年2月29日付けの本件処分を取り消すとの決定を求めるというものである。

#### (2) 異議申立ての経過

- ① 平成28年2月2日、異議申立人は、実施機関に対し、平成28年条例第8号による改正前の福岡市個人情報保護条例（平成17年福岡市条例第103号。以下「条例」という。）第33条の規定に基づき、本件個人情報の訂正請求を行った。

なお、異議申立人は、保有個人情報訂正請求書に次のように記述している。

「国民健康保険の手続の時、事業所が誤った情報を記入して情報を出しておりますので、訂正をお願いします。退職としておりますが、解雇が正確な情報であります。根拠は民法第627条第1項の14日以内に撤回をしており、事業所は認めております。考え方はクーリングオフの考え方です。

（趣旨及び理由）

誤った情報のために雇用保険給付日数が330日から150日になります。後の就職にしても扱いが変わってきます。優先的に紹介してもらうことができなくなります。」

- ② 平成28年2月29日、実施機関は、個人情報の利用目的に照らして訂正する必要があるとして、条例第36条第2項の規定により本件処分を行い、その旨を異議申立人に通知した。
- ③ 平成28年3月17日、異議申立人は、本件処分について、これを不服として実施機関に対して異議申立てを行った。

### 3 異議申立人及び実施機関の主張の要旨

#### (1) 異議申立人の主張

異議申立人は、異議申立書、反論意見書及び平成29年6月9日の当審議会審査請求部会における口頭意見陳述等によると、本件処分に関して、おおむね次のように主張している。

- ① 私は公益財団法人福岡市学校給食公社（以下「公社」という。）を平成〇年〇

月〇日に解雇されたことから、健康保険・厚生年金保険資格喪失連絡票（以下「資格喪失連絡票」という。）に記載された、「1. 下記の者は、健康保険・厚生年金の資格を平成〇年〇月〇日喪失したことを連絡します。」の月日を、「〇月〇日」に、「(退職日の翌日が喪失日となります。)」を「(解雇日の翌日が喪失日となります。)」に訂正することを求める。

② 誤った情報のために雇用保険給付日数が330日から150日になる。後の就職にしても扱いが変わってくる。優先的に紹介してもらえなくなる。

③ 私は、退職願に退職日（〇月〇日）と提出日（〇月〇日）を書かされたが、実施機関が保有しているものは、退職日のみが記入されていた。提出日が記入されていない退職願を、誰かが実施機関に提出した。

平成〇年〇月〇日、退職願の撤回を公社に求めたが撤回されておらず、資格喪失連絡票の資格喪失日が〇月〇日のままとなっている。

## (2) 実施機関の主張

実施機関は、弁明意見書及び平成29年5月19日の当審議会審査請求部会における口頭意見陳述によると、本件処分に関して、おおむね次のように主張している。

① 資格喪失連絡票は、公社が発行したものであるため、実施機関では訂正しない。

② 異議申立人の国民健康保険資格取得事由は社保離脱（健康保険の資格喪失）であり、倒産、解雇など請求人の意思によらず、職を失われた、いわゆる非自発的失業者であったとしても、国民健康保険への加入に支障はなかった。

非自発的失業者の保険料軽減制度は、失業時の翌年度まで、前年の給与所得を100分の30とみなして保険料を算定する制度である。しかし、異議申立人にはそもそも前年の給与所得がないことから保険料に影響なかった。

以上により、保有個人情報の利用目的に照らして、訂正する必要がない。

③ なお、資格喪失連絡票の記載と、雇用保険の給付日数や後の就職の扱いとは関連がない。

## 4 審議会の判断

上記のような異議申立人及び実施機関の主張に対して、当審議会は次のとおり判断する。

### (1) 資格喪失連絡票について

① 日本の医療保険制度は、すべての国民が何らかの公的医療保険制度に加入しなければならない「国民皆保険制度」となっている。

② このため、勤務先の健康保険の資格を喪失した場合は、すみやかに国民健康保険等に参加する必要がある。加入の際に添付資料として提出する資格喪失連絡票は勤務先の健康保険の資格を喪失したことを明らかにするためのものである。

(2) 本件個人情報の訂正の要否について

- ① 異議申立人は公社を退職したのではなく、平成〇年〇月〇日に解雇されたことから、資格喪失連絡票に記載された、「1. 下記の者は、健康保険・厚生年金の資格を平成〇年〇月〇日喪失したことを連絡します。」の月日を、「〇月〇日」に、「(退職日の翌日が喪失日となります。)」を「(解雇日の翌日が喪失日となります。)」に訂正することを求めている。
- ② 公社が提出した資格喪失連絡票について、実施機関がその内容が事実ではないとして訂正できるか疑問もあるが、条例第35条は、訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならないと規定している。
- ③ 当審議会が、資格喪失連絡票について、被保険者が「解雇」となった場合には様式が異なる資格喪失連絡票を使用するのか公社に確認したところ、同じ様式を使用するとのことであった。  
このことから、たとえ実施機関が資格喪失連絡票を訂正でき、異議申立人が公社を退職したのではなく解雇されたとしても、「(退職日の翌日が喪失日となります。)」を「(解雇日の翌日が喪失日となります。)」とする訂正請求に理由があるとは認められない。
- ④ さらに、異議申立人によると、退職(解雇)日については公社と係争中であるとのことであり、現時点で退職(解雇)日を〇月〇日であると確定することはできず、訂正請求に理由があるとは認められない。

以上により、実施機関が本件個人情報について行った本件処分について、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

## 5 審議の経過

年 月 日	審 議 の 経 過
平成28年 4 月 12 日	実施機関から諮問
平成28年 6 月 28 日	実施機関から弁明意見書を受理
平成29年 1 月 31 日	異議申立人から反論意見書を受理
平成29年 3 月 10 日	異議申立人から反論意見書(追加分)を受理
平成29年 4 月 26 日 (第179回審査請求部会)	審議
平成29年 5 月 19 日 (第180回審査請求部会)	実施機関から意見聴取及び審議
平成29年 6 月 9 日 (第181回審査請求部会)	異議申立人から意見聴取及び審議

平成29年 7 月21日（第182回審査請求部会）

審議